

施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考		
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること < 規則第 3 条の 3 第 1 項第 1 号 >	右欄のいずれかを選択 土地について	土地所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書			
			土地賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書	直借		
			使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書	転借		
			公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれかを選択 使用許可証 使用許可証明書			
			倉庫建設着手前の登録申請の場合 < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	右欄のいずれかを選択 建築確認済証 建築見積書 請負契約書			
			建物所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書			
			建物賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書	直借		
			使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書	転借		
			公有不動産を使用（建物）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれかを選択 使用許可証 使用許可証明書			
			右欄のいずれかを選択 建物について				

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考																
2	<p>倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること < 規則第3条の3第2項 ></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 141 395 584" rowspan="2"> 建築確認を要する倉庫 右欄のいずれかを選択 </td> <td data-bbox="395 141 632 584"> 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1イ > 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと </td> <td data-bbox="632 141 1034 584"> 右欄のいずれかを選択 倉庫業を営む倉庫の場合 倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 584 395 1077" rowspan="4"> 建築確認を要しない倉庫 右欄のいずれかを選択 </td> <td data-bbox="395 584 632 768"> 消防法 右欄の該当するものにマーク </td> <td data-bbox="632 584 1034 768"> 倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（1） > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 768 632 902"> 港湾法 </td> <td data-bbox="632 768 1034 902"> 港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（2） > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 902 632 1077"> 都市計画法 </td> <td data-bbox="632 902 1034 1077"> 都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（3） > </td> </tr> </table>	建築確認を要する倉庫 右欄のいずれかを選択	建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1イ > 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと	右欄のいずれかを選択 倉庫業を営む倉庫の場合 倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合	建築確認を要しない倉庫 右欄のいずれかを選択	消防法 右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（1） >	港湾法	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（2） >	都市計画法	都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（3） >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1034 141 1390 282"> 建築確認済証 完了検査済証（検査後直ちに） </td> <td data-bbox="1034 282 1390 584"> 右欄のいずれかを選択 用途変更に係る建築確認済証 上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要 建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 584 1390 768"> 消防用設備等検査済証（検査後直ちに） 消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要） </td> <td data-bbox="1034 768 1390 902"> 当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 902 1390 1077"> 開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合） </td> <td data-bbox="1034 902 1390 1077"> 右欄のいずれかを選択 </td> </tr> </table>	建築確認済証 完了検査済証（検査後直ちに）	右欄のいずれかを選択 用途変更に係る建築確認済証 上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要 建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書	消防用設備等検査済証（検査後直ちに） 消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）	当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類	開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）	右欄のいずれかを選択		
建築確認を要する倉庫 右欄のいずれかを選択	建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1イ > 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと	右欄のいずれかを選択 倉庫業を営む倉庫の場合 倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合																			
	建築確認を要しない倉庫 右欄のいずれかを選択	消防法 右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（1） >																		
港湾法		港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（2） >																			
都市計画法		都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ（3） >																			
建築確認済証 完了検査済証（検査後直ちに）		右欄のいずれかを選択 用途変更に係る建築確認済証 上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要 建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書																			
消防用設備等検査済証（検査後直ちに） 消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）	当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類																				
開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）	右欄のいずれかを選択																				
3	<p>土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物である < 規則第3条の4第2項第1号 ></p>		立面図																		

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
9	<p>危険品を取扱う施設その他国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること</p> <p>< 規則第 3 条の 4 第 2 項第 7 号 ></p>	<p>以下を全て満たしている</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から 3m 未満の範囲に存在しない 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から 5m 未満の範囲に存在しない 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から 10m 未満の範囲に存在しない 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から 10m 未満の範囲に存在しない 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から 10m 未満の範囲に存在しない 	<p>倉庫の配置図</p>			
		<p>1 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から 3m 未満の範囲に存在する</p>	<p>倉庫と近接施設との間に防爆壁等「災害防止を目的を達することができる自立した工作物」が設けられている（但し、当該施設の高さが倉庫に比して著しく低い場合等ひいては、施設の高さから通常想定される程度の災害の防止上有効な高さを有する工作物をもって足りる。）<運用方針〔4〕2-8イ（2）a></p>	<p>倉庫の配置図</p>		
		<p>2 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から 5-6m 未満の範囲に存在する</p>	<p>近接施設が建築基準法第 6 条第 1 項各号に該当する場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8イ（2）b></p>	<p>倉庫の配置図 当該近接施設の建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）</p>		
		<p>3 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から 10m 未満の範囲に存在する</p>	<p>近接施設が建築基準法第 6 条第 1 項各号に該当しない場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8イ（2）b></p>	<p>倉庫の配置図 当該近接施設の立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの） 当該近接施設の矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
		<p>4 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から 10m 未満の範囲に存在する</p>	<p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第 6 条第 1 項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第 8 条第 2 項第 1 号の図<実務必携 75 頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（1）></p>	<p>倉庫の配置図 建築確認済証等（準耐火建築物〔ロ-2 以上〕であるもの）</p>		
		<p>5 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から 10m 未満の範囲に存在する</p>	<p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第 6 条第 1 項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第 8 条第 2 項第 1 号の図<実務必携 75 頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（1）></p>	<p>倉庫の配置図 立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの） 矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
		<p>上記 3 ~ 5 を総称して「危険物等取扱施設」という</p>	<p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第 6 条第 1 項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第 8 条第 2 項第 1 号の図<実務必携 75 頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（2）></p>	<p>倉庫の配置図 建築確認済証等（耐火建築物、準耐火建築物〔イ-2 以上〕であるもの）</p>		
		<p>告示第 8 条第 2 項第 1 号の図は実務必携の 75 頁参照のこと</p>	<p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第 6 条第 1 項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第 8 条第 2 項第 1 号の図<実務必携 75 頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（2）></p>	<p>倉庫の配置図 立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの） 矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		

右欄のいずれかを選択

右欄のいずれかを選択

項目番号	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
10	倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取扱う施設が設けられている場合にあつては、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること <規則第3条の4第2項第8号>	倉庫の設けられている建物内に事務所等の「火気を使用する施設」又は「危険物を取扱う施設」がない 「火気を使用する施設」=規則に挙げられているものの他、宿直室、労務員詰所、喫煙所等の施設又は焼却炉、ボイラー等の火気を扱う施設 「危険物を取扱う施設」=消防法第2条第7号の危険物、高圧ガス保安法第2条の高圧ガスその他爆発しやすい物品又は極めて燃焼しやすい物品を扱う施設 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物である 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物以外である	平面図 平面図 矩計図等(左欄の内容が明示されたもの) 平面図 矩計図等(左欄の内容が明示されたもの)		
11	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器具等の消火器具が設けられていること(倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす)<規則第3条の4第2項第9号>	建築確認を要する倉庫 建築確認を要しない倉庫	建築確認済証 右欄のいずれか選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面(平面図に図示) 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書 右欄のいずれか選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面(平面図に図示) 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書		

項目番号	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考			
12	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること < 規則第3条の4第2項第10号 >	出入口	施錠付き扉である < 運用方針〔4〕2-11イ >	建具表等				
		開口部	(鉄格子 網入りガラス 線入りガラス) である < 運用方針〔4〕2-11ロ >	建具表等				
		照明装置	出入口+両端1mの範囲の高さ1.5m部分 (= 出入口周辺部) の照度が2ルクス以上ある	右欄のいずれかを選択	照度早見表を利用した簡易審査法により、照度の基準適合性を審査する場合 < 運用方針〔4〕2-11ハ(4) >	照明装置の位置が確認できる書類 (1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)		
				右欄のいずれかを選択	運用方針〔4〕2-11ハ(3)の計算式により、照度の基準適合性を審査する場合 < 運用方針〔4〕2-11ハ(2) >	照明装置の仕様書(照明設備表) 照明配置図(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)		
		警備体制	警備業法第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していなければならない < 運用方針〔4〕2-11ニ >	右欄のいずれかを選択	警備業務用機械装置を設置している	警備契約書(建築前であれば見積書)		
				右欄のいずれかを選択	宿直などを警備会社に委託している	警備契約書(建築前であれば見積書)		
右欄のいずれかを選択	24時間自社警備を行っている			警備状況説明書				
隣接部分の遮断	右欄のいずれかを選択	倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設はない < 運用方針〔4〕2-11ホ >		平面図				
		倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設がある	倉庫全体を壁で区画し、開口部を閉鎖している	矩計図等				

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあつては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあつては、建具表等の提出を要しない。

(注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300～1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。